



固定資産税課税明細書の確認を 適正な課税がなされていますか

固定資産税とは、毎年1月1日（賦課期日）に土地・家屋・償却資産といった固定資産を所有している人が、固定資産の価格をもとに算出される税額をその固定資産の所在する市町村へ納める税金のこととされています。

4月20日までに送付する固定資産税の納税通知書に、土地・家屋の課税明細書を同封しています。



固定資産税（土地・家屋）課税明細書（見本）

課税明細書が届いたら、適正な課税がなされているかどうか、確認をお願いします。

なお、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であれば、土地・家屋の価格に対する不服（審査）申出をすることができます。

また、市内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者本人に限り、土地・家屋の評価額を比較し、自らの土地・家屋の評価額が適正かどうかを確認するために、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

固定資産税 Q & A

Q. 地価の下落によって土地の評価額が下がっているのに、税額が上がるのはなぜですか。

A. 負担水準の適正化を図ったためです。負担水準が低いことによって起こっています。負担水準とは、土地の評価額に対して、税負担となる課税標準額の占める割合です。地域や土地によって負担水準のばらつきがあるため、このばらつきの幅を狭める仕組みを国が一律に定めています。具体的には、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり据え置いたりし、負担水準が低い土地は税を引き上げています。

ただし、住宅用地の固定資産税の軽減措置は、平成24～25年度で負担水準の基準を8割から9割に引き上げ、平成26年度には廃止されることとなっています。

Q. 新築住宅を建てて、4年目になりますが、固定資産税額が急に上がりました。どうしてですか。

A. 軽減適用期間の終了によるものです。新築の住宅に対して、一定の要件に該当するときは、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年間に限り、120平方メートルまでの面積の税額が2分の1に軽減されます。税額が高くなったのは、軽減適用期間が終了したことにより、本来の税額になったためです。

医療機関の窓口での支払額が一定に 高額療養費制度が変わります

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたときには、医療機関の窓口で療養費を全額支払い、後日、高額療養費の支給申請を行う必要がありました。

しかし、4月1日からは、同一の医療機関を受診する場合には、所得に応じて決められた毎月の自己負担限度額を超える分については、窓口での支払いや高額療養費の支給申請が不要になりました。

ただし、事前に手続きが必要な場合があります。また、病院や薬局などの医療機関の窓口で、限度額適用認定証などを提示してください。

- ①国民健康保険に加入している人
市民課国保年金係
☎0869・22・1790
- ②後期高齢者医療保険に加入している人
市民課医療費給付係
☎0869・22・3958
- ③その他の医療保険に加入している人
加入している医療保険者
変わります
協会けんぽの保険料率

認定証などの提示を行わず、医療機関の窓口で療養費を全額支払った場合には、高額療養費の支給申請を行ってください。

■問い合わせ先

必要な手続きなど

受診する人	事前の手続き	医療機関の窓口で提示するもの
70歳未満の人または70歳以上の非課税世帯の人	加入する健康保険組合などに「限度額適用認定証」の交付を申請	限度額適用認定証
70歳以上75歳未満で、非課税世帯ではない人	不要	高齢受給者証
75歳以上で、非課税世帯ではない人		後期高齢者医療被保険者証

協会けんぽとは、中小企業などで働く従業員とその家族が加入する健康保険です。この保険料率は、毎事業年度、都道府県ごとに地域の医療費を反映し、算定されます。

平成24年3月分（4月納付分）から岡山支部の健康保険料率は現行の9.55%から10.06%に変わります（任意継続被保険者は、平成24年4月分保険料から変更）。

また、40歳から64歳までの人は、介護保険料率も1.55%（現行1.51%）へ変更されます。

■問い合わせ先
協会けんぽ岡山支部
☎086・803・5780

縦覧帳簿には、土地の地目、地積、評価額などや家屋の種類、構造、床面積、評価額などが記載されています。

▽縦覧期間 4月2日（月）～5月2日（水）（土・日曜日、祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

▽縦覧場所 税務課 ※閲覧（自分の資産のみを見ること）は、各支所・出張所でも行っています。

▽持参するもの
・本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
・委任状（代理人が縦覧する場合）

■問い合わせ先
税務課

求職中の人を支援
ジョブスポットせとうち

市では、西大寺公共職業安定所と協定を締結し、子育て中・子育て後の母親や生活保護受給者、障害者などの就労を支援するため、3月30日に市役所1階に「ジョブスポットせとうち」を開所しました。

ジョブスポットせとうちには、市と公共職業安定所の職員が常駐し、求人票などの資料提供により就労を支援します。また、8月には求人情報提供端末を導入する予定です。

■問い合わせ先
福祉課
☎0869・26・5944



幼稚園に遊びに来ませんか
園庭開放

幼稚園や保育園に通っていない乳幼児を対象に、子育ての場として幼稚園を開放しています。できるだけ徒歩、自転車でお越しください。

※4月は、園庭開放日はありません。

■問い合わせ先
各幼稚園



土砂災害ハザードマップ（見本）

市では、大雨などにより土砂災害発生の危険が高まった場合や災害が発生した場合に、市民の皆さんに避難などの適切な行動をとってもらうため、土砂災害ハザードマップを作成しました。

作成したマップは、2枚1組で今月の広報紙に折り込んでいます。避難場所や危険地区などをご確認ください。

■問い合わせ先
地域安全推進室
☎0869・22・3904

園庭開放日

幼稚園名	問い合わせ先	5月	6月	7月	開放時間
牛窓東	0869-34-2104	毎週火曜日			午前9時30分～11時
牛窓西	0869-34-3687	5月7日（月）、14日（月）、11日（月）、18日（月）、7月2日（月）、9日（月）			午前9時30分～11時
牛窓北	0869-34-3742	10日（木）	14日（木）	12日（木）	午前9時30分～11時
邑久	0869-22-0027	15日（火）	12日（火）	3日（火）	午前9～11時
今城	086-943-8715	15日（火）	12日（火）	3日（火）	午前9～11時
美和	0869-26-3445	15日（火）	19日（火）	17日（火）	午前9～11時
国府	0869-26-3446	15日（火）	19日（火）	17日（火）	午前9～11時
行幸	0869-26-3447	15日（火）	19日（火）	17日（火）	午前9～11時

知っ得！情報

まちの話

生活と環境
安全通信

健康ライフ

まなびの部屋

くらしの情報

みんなの広場